

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会審査請求手続規則案 について	平成28年2月4日 総務課
--------------------	--------------------------	------------------

1 趣旨

平成26年6月、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下改正法という。）が公布され、従来の不服申立制度が抜本的に改正された。改正法は、平成28年4月1日から施行される所、改正法の趣旨を踏まえ、国家公安委員会等に対する不服申立てに関して必要な手続的事項を定めた国家公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成4年国家公安委員会規則第2号）について所要の見直しを行い、「国家公安委員会審査請求手続規則」を定めることとしたもの。

（参考）行政不服審査法の改正概要

不服申立制度について、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、審理に係る公正性を向上させるための審理員制度の導入等を実施。

2 改正案の概要

(1) 「審理官」への除斥事由の導入

審理員制度等は、国家公安委員会等の合議制機関には適用されないものの、改正法の趣旨を踏まえ、国家公安委員会に対する審査請求を補佐する職員たる「審理官」について、審理員と同様の除斥事由を定める。

※ 審理官を原則として管理職員とするとともに、審理に関する事務について審理官による専決を可能とするため、警察庁訓令を併せて整備。

(2) 審査請求に関する手続についての規定の整備

審査請求に関する手続的事項について、不服申立ての手続が「審査請求」に一元化されたことに伴う規定の整理等所要の見直しを行う。

3 意見募集の結果

平成27年12月18日（金）から平成28年1月16日（土）までの間、規則案について意見公募手続を実施した結果、1件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別添のとおりである。

4 施行期日

行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）

1 経緯

- 平成27年8月、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充するよう人事院から国会及び内閣に対して勧告（平成27年人事院勧告）。
- 勧告を受けて、同内容を盛り込んだ「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が平成28年1月20日に本通常国会において成立。
- フレックスタイム制の拡充については、平成28年4月1日から施行予定。

2 拡充のポイント

(1) 適用対象の拡大

研究職俸給表や専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員等の一部の職員から、原則として全ての職員に適用対象を拡大。

(2) 適用要件の緩和

各省各庁の長が適用を判断する際の要件が、「公務の能率の向上に資すると認める場合」から、「公務の運営に支障がないと認める場合」に緩和。

(3) 勤務時間の割振り

ア 一般の職員

原則として4週間を単位として勤務時間を割り振り。

イ 育児又は介護を行う職員

割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設定することが可能となり、より柔軟な勤務形態となる仕組み。

3 今後の予定

- 人事院規則改正
- 警察庁職員の服務に関する訓令改正
- 法律等の施行（平成28年4月1日）

1 全国作文コンクール開催の趣旨

「命の大切さを学ぶ教室」を受講した中学・高校生が、受講を通じて得た命の大切さに関する自らの考えや意見等を作文に書くことで犯罪被害者等への理解と共感がより深まることから、各学校における受講・作文の取組の奨励につなげることを目的に開催（平成23年度以降毎年開催し、今回で5回目）。

今年度は、全国からの応募作品（中学生27,217作品、高校生22,286作品）の中で特に優秀であると認められた作品を、国家公安委員会委員長賞（中学生、高校生各1名）、文部科学大臣賞（中学生、高校生各1名）及び警察庁長官賞（中学生、高校生各3名）として表彰。

※ 「命の大切さを学ぶ教室」は、犯罪被害者等が直面する心身の苦痛やその置かれた状況等について、犯罪被害者等から直接中学・高校生に語りかけ、犯罪被害者等への理解と共感の増進や規範意識の向上を図るもの。

2 表彰式次第等

(1) 日時、会場

平成28年2月6日（土） 午後2時00分から午後3時15分まで
ホテルグランドヒル市ヶ谷「白樺」の間（東京都新宿区市谷）

(2) 主催

警察庁

※ 文部科学省、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク、公益財団法人犯罪被害者支援基金が後援

(3) 来賓

国家公安委員会委員長、文部科学大臣（初等中等教育局長代理出席）、後援団体代表者等

(4) プログラム概要

○ 表彰

各賞の表彰者から授与。

○ 優秀作品の朗読

国家公安委員会委員長賞及び文部科学大臣賞の受賞者が優秀作品を朗読。

○ 審査委員講評

審査委員を代表して、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事長が講評。

※ 優秀作品は警察庁ウェブサイトで公表予定。

1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

平成27年中は、警察及び厚生労働省において、組織的な薬物事犯9事件及び組織的殺人事犯1事件に関し、携帯電話を対象とする42件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、101人を逮捕した（別表）。

※ 平成26年中の実施状況

- ・ 実施事件～10事件
- ・ 傍受令状の発付～26件

3 今後の予定

平成28年2月19日 閣議

同日 国会報告

同日 公表（警察庁ホームページへの掲載等）

4 参考

平成12年8月の通信傍受法施行から平成27年までの間における同法の適用は、109事件（傍受令状発付323件）となった。

1 対策の推進状況

(1) 取締り

- ア 平成 27 年中、総裁、会長等を含め工藤會構成員 98 人を検挙
- イ 主要な検挙事件
 - 2 月、元漁協組合長親族に対する組織的殺人未遂事件（平成 26 年 5 月発生）につき、工藤會傘下組織幹部 9 人を検挙するとともに、5 月、総裁、会長、理事長等 4 人を検挙
 - 6 月、いわゆる「上納金」を個人所得と認定した所得税法違反事件につき、総裁等 4 人を検挙
 - 7 月、元警察官に対する組織的殺人未遂事件（平成 24 年 4 月発生）につき、総裁、会長、理事長等 18 人を検挙
 - 11 月、北九州市内における放火事件（平成 24 年 8 月発生）につき、理事長等 11 人を検挙

(2) 暴力団対策法の活用

- 工藤會の特定危険指定暴力団等としての指定期限の延長（平成 24 年 12 月に指定して以降 3 回目）
- 総本部事務所等工藤會の 5 事務所への事務所使用制限命令の延長等
- 警戒区域内における暴力的要求行為に対する暴力団対策法上の直罰規定により、平成 27 年中 7 件・11 人を検挙

(3) 離脱者の社会復帰対策

- 平成 27 年 6 月、暴力団離脱者が他の都道府県での就業を希望する場合に、関係都道府県警察及び暴追センター間で相互に連携し、就労支援や就労後のアフターケアを実施すること等について全国警察に指示
- 平成 27 年 7 月、警察、暴追センターの担当者等を招致して全国社会復帰対策連絡会議を福岡県警察本部で開催、上記指示を徹底

2 対策による効果

- 工藤會総裁、会長等を含む主要幹部の波状検挙・長期隔離による組織基盤及び指揮命令系統への打撃
- 平成 27 年中、九州北部における事業者襲撃等事件の発生は皆無
- 平成 27 年中の工藤會離脱者数が過去最多の 49 人（前年比約 3 倍）

3 今後の取組

(1) 取締りの更なる強化

未解決凶悪事件の捜査の徹底、構成員の大量・反復検挙

(2) 資金源対策の更なる推進

- 福岡県、北九州市、大手建設業者等をメンバーとする「公共工事からの暴力団排除対策連絡会議」の開催
- 繁華街の飲食店等に対するみかじめローラーの実施

(3) 暴力団離脱者の社会復帰対策の連携に関する協定の締結

工藤會離脱者の広域的な就労の実現に向けた支援を行うため、本年 2 月 5 日、福岡県警察本部において、14 都府県の社会復帰対策協議会間で、事業者情報の共有等を内容とする協定を締結予定

公安委員会 説明資料No. 6	北朝鮮工作員の逮捕について	平成28年2月4日 外事課
--------------------	---------------	------------------

警視庁公安部外事第二課は、虚偽申請により不正に取得したクレジットカードを利用し、コンピュータ機器販売会社からUSBメモリーなどを騙し取った詐欺の容疑で、2月2日に を通常逮捕した。

1 被疑者

国籍 朝鮮

住居 東京都練馬区

職業 無職

氏名

49歳

2 逮捕罪名

詐欺

3 事案の概要

被疑者は、コンピュータ周辺機器を騙し取ることを企て、虚偽申請により不正に取得したクレジットカードを利用し、平成24年1月から同年8月までの間、4回にわたり、インターネット回線を介して、コンピュータ機器販売会社に対し物品購入を申し込み、同社係員に正当な購入の申込みであると誤信させ、USBメモリー等6点を騙し取ったものである。

4 参考

本件逮捕事実に加え、本件被疑者は、北朝鮮当局の指示に基づき、様々な情報収集等を行っていたとのことであり、今後、こうした点も含め、捜査を進めていく方針である。

1 北朝鮮による国際機関への通知内容

- 北朝鮮は、IMO（国際海事機関）等の国際機関に対し、地球観測衛星の打ち上げを予告
 - ・ 発射期間：2月8日から25日までの間
 - ・ 発射時間：日本時間午前7時30分から午後0時30分までの間
 - ・ 発射方向：西海衛星発射場から南方方向

2 政府の対応

- 2月3日、関係省庁局長級会合を開催
- 既に設置している「北朝鮮による核実験実施情報に関する官邸対策室」を「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」に改称
- 同日、次のとおり総理指示を发出
 - ① 関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと
 - ② 米国や韓国等関係諸国と連携し、北朝鮮が発射を行わないよう、強く自制を求めること
 - ③ 不測の事態にも備えるなど、国民の安全・安心の確保に万全を期すこと
- 国家安全保障会議を開催

3 警察の対応

- 既に設置している「北朝鮮による核実験実施情報に関する警察庁対策本部」を、「北朝鮮情勢に関する警察庁対策本部」に改称し、これを中心として対応
- 都道府県警察に対し、関連施設の警戒警備及び情報収集の徹底を指示
- 石垣、宮古両島への沖縄県外府県警察からのNBC部隊等の派遣準備、沖縄県警察における即応態勢の確立等、事前対策の推進